

交通安全ニュース ～万一事故が起きた時の措置～

近年交通事故発生時における措置の不手際により、重罪に処せられたりする事案が見受けられます。

いわゆるひき逃げや当て逃げなどが一例です。

ドライバーが交通事故当事者になる確率は、10人に1人と言う全国データがありますように、交通事故はごく身近な存在なのです。

そこで、安全運転管理者・副安全運転管理者の皆様方には、次の事項に配慮していただき、従業員、職員の交通安全の確保に万全を期していただきたいと思っております。

1 負傷者の救護と事故申告

交通事故が発生した場合、運転者等は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者の救護、道路における危険を防止する等必要な措置を講じるとともに、最寄りの警察署の警察官に報告しなければなりません。(道路交通法第72条関係)

事例としては、幼児・小中校生との接触事故を起こしたものの相手方が「大丈夫。」と言って立ち去ったが、必要な措置を行っていなかったことから後日保護者等から事故の届け出があり、運転者は

- 救護措置義務違反
- 事故不申告
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

などで処罰を受けています。

* 対策

- 110番等による事故の届け出
- 保護者等への連絡及び相手方の氏名等を確認するとともに自身の連絡先等を教示
- 怪我があるようであれば、必ず医師の診断を受けさせる

2 ドライブレコーダー

交差点事故などでは、信号表示や歩行者等の飛び出しによる過失問題が問疑される事案が見受けられます。

ドライブレコーダーを設置していれば、事故の状況を明らかにすることができることもあり、安全運転管理者として事後の対応等にも効果的です。

また、運転者の資質や運転の癖・技能などを知る上でも効果があります。